



障害者差別解消法がはじめました



「障害者差別解消法」とは…

平成28年4月1日に、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指し、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が始まりました。

この法律では、様々な場面で差別を解消するため、町役場をはじめ、国や県などの行政機関や、会社やお店などの民間事業者に対し、「不当な差別的取扱いの禁止」と、「合理的配慮の提供（事業者は努力義務）」が示されています。

※「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」については、裏面をご覧ください。

対象となる「障がい」とは…

障害者手帳を持っている人だけでなく、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、発達障がいのある人、難病等がある人で、障がいや社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象となり、障がい児も含まれます。

障がい種別	どんな障がい	こんなことに気を付けましょう（一例）
視覚障がい	視力がなかったり低かったり、視野が狭いなどのため、音声や触覚で情報を得ている。	接する際は所属や名前を伝えて、聞き取りやすく、わかりやすく話す。場合によって代筆し、本人に口頭で内容確認を行う。
聴覚障がい	聴力がなかったり低かったりで、視覚で情報を得ている。外見上ではわからないことが多い。	筆談や手話で会話をする。口の動きを読む人もいるので、口を大きく開けてゆっくり話す。二重否定などはさけたまわりやすく説明する。
音声・言語障がい	発語に障がいがあり、自分から情報を発信することが難しい。外見上ではわからないことが多い。	筆談や人口喉頭などで会話をする。聞き取りにくい場合もあるので、ゆっくり傾聴する。
肢体不自由	四肢や体幹機能などに障がいがあり、歩行や座位、手作業が難しい。	車いすの人には目線を合わせて話す。移動時に障害物をよける。荷物や道具などを置ける場所を配置する。手が不自由な場合は代筆を行う。
内部障がい・難病	心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓の内臓機能に障がいがある、または様々な難病により身体的な負担を伴うことがある。外見上ではわからないことが多い。	全身の状態が低下しているため、体力がなく疲れやすかったり、重いものを持てなかったりすることがある。身体的負担を伴う行動が制限されるため環境に配慮する。
知的障がい	知的な遅れと社会生活への適応のしにくさがあり、理解や意思交換などが困難であることが多い。外見上ではわからないことが多い。	難しい単語や漢字は使わず説明は簡単にし、場合によって代筆やメモを渡す。パニックになった場合、穏やかに話しかけ、落ち着くのを待つ。
精神障がい	様々な精神疾患により、ストレスに弱く、日常生活や社会生活のしづらさを抱えている。外見上ではわからないことが多い。	穏やかにゆっくり話し、せかさない。場合によって代筆やメモを渡す。パニックになった場合、穏やかに話しかけ、落ち着くのを待つ。
発達障がい	コミュニケーションや読み書きが苦手なことが多い。こだわりが強く、大きな音が苦手などがある。外見上ではわからないことが多い。	穏やかにゆっくり話し、せかさない。時間や手順を具体的に説明する。場合によって代筆やメモを渡す。パニックになった場合、穏やかに話しかけ、落ち着くのを待つ。
高次機能障がい	交通事故や脳卒中などの後遺症で、記憶や注意力の低下、感情のコントロールができないなど、対人関係や生活への適応が難しいことが多い。	手順を覚えられなかったり、一度に2つ以上のことをしようとすると混乱するので、説明は簡単にし、難しい単語や漢字は使わずにメモを渡す。

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の提供」

○「不当な差別的取扱いの禁止」とは

障がいのある人に対して正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止。

例：障がいを理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。



○「合理的配慮の提供」とは

障がいのある人から社会の中にある障壁（バリア）を取り除くために何らかの対応を求める意思があった時に、負担が重すぎない範囲で対応すること。

例：筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。

次の事例は、実際に障がいのある人と接する際の参考としていただくものです。

ただし、同じ障がいの種別や同じような事例であっても、年齢や性別のほか、それの方の状態や症状、ニーズはひとりひとり異なります、また、それぞれの場面でも対応は異なりますので、全て同じ対応をするのではなく、相手が必要としている支援を確認して、柔軟に対応することが大事です。

	事例	対応例
1	ヘルパー等の支援者と手続きや買い物に行ったときに、障がい者である自分ではなく、支援者に対して説明や内容確認を行っていた。	十分に理解・判断することができる方多くいます。障がい者本人を尊重して、本人へ説明や内容確認を行う必要があります。
2	歳をとって、いくつになっても、子ども扱いされて不愉快な思いをした。	無意識的に子どもと接するような対応をしている方多くいます。本人の年齢に応じた対応をすることが大事です。
3	自分に話しかけているのかどうかわからないときがある。所属や名前を名乗ってほしい。	特に視覚障がい者は、どこの誰が誰に対して話しているのかわからず、無視されたと誤解を受けることがあります。まずは、相手の名前を呼びかけ、自らの所属や氏名を伝えることが大事です。
4	たくさんいっぺんに言われたり、難しい言葉や言いまわしをされると、わからなくなって困るときがある。	相手のペースにあわせて、わかりやすく具体的な言葉（「きれい」や「しっかりと」は具体的ではありません。）で説明する必要があります。比喩や暗喩、二重否定表現、なじみのない外来語の使用を避け、場合によってメモを渡すなど柔軟な対応が必要です。
5	自分に届く郵便物や出席する会議資料について、難しい文章や単語が多くよく理解ができない。大事な書類かどうかの判断もわからない。	聴覚障がいや知的障がい、発達障がいなどの方に対しては、一般的な文書のほかに、ルビ付きや概要版文書の作成に配慮することが大事です。また、一般的に使われている「問い合わせ先」の意味がわからないこともあるため、「わからないときは〇〇へご連絡ください。」といった表記へ変更するなど、柔軟な対応が必要です。
6	車いすを使用しているが、スロープがなくて建物に入ることができなかった。高いところにある書類を取ることができなかった。	物理的な問題などで、スロープが設置できることも多くあります。例えば、職員が車いすを持ち上げて段差を乗り越えたり、書類を取って渡したりと、ちょっとした配慮で解決できることも多くあります。

寒川町地域自立支援協議会 • 寒川町福祉部福祉課

【お問い合わせ先】※ご不明なときは、寒川町福祉部福祉課障がい福祉担当へご連絡ください。

寒川町役場 福祉部 福祉課 障がい福祉担当

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

電話：0467（74）1111（代表）内線143～145

メール：fukushi@town.samukawa.kanagawa.jp

